

報道関係者 各位

平成 27 年 3 月 17 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 椎 川 和 之

室長補佐 後 藤 浩

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

## 秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃が改正されます

～ 平成 27 年 3 月 27 日から改正額が適用されます ～

### 概 要

#### 1 改正内容

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃は別添リーフレットのとおりに改正されます。

効力発生日 平成 27 年 3 月 27 日

#### 2 審議経過等

- (1) 秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃の改正について、平成 26 年 11 月 20 日に秋田労働局長から諮問を受けた秋田地方労働審議会（池村好道会長）は、秋田県内の男子服・婦人服・子供服製造業の家内労働に係る調査結果、北海道・東北ブロックの男子服・婦人服等最低工賃額、秋田県最低賃金改正の推移等を基に、慎重に調査審議を行い、1 月 23 日、別添リーフレットのとおりに改正することが適当であるとの答申を行いました。
- (2) 上記 (1) の答申に対して 2 月 10 日までに意見を求めましたが、意見の提出がなかったことから、秋田労働局長は、秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃を別添リーフレットのとおりに改正することを決定し、2 月 25 日付けの官報に公示しました。
- (3) 家内労働法の規定により、改正後の最低工賃は官報公示日から起算して 30 日を経過した日（平成 27 年 3 月 27 日）から効力が発生することになります。
- (4) 家内労働者数・委託者数及びその推移は、別添資料のとおりで。

## 参 考

### 1 最低工賃制度

家内労働法に基づき工賃の最低金額を国が定め、関係委託者は定められた額以上の工賃を支払わなければならないとするものです。

### 2 家内労働法

第2条第1項 この法律で「委託」とは次に掲げる行為をいう。

- 1 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、洗浄、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
- 2 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品を加工等した場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

第2条第2項 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であって厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対象を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事するものであって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

第2条第3項 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であって、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託するものをいう。

第2条第4項 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であって、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

第2条第5項 この法律で工賃とは、次に掲げるものをいう。

- 1 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対象として委託者が家内労働者に支払うもの
- 2 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

第8条第1項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局におかれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業

務に従事する家内労働者及びこれに委託する委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第 13 条第 1 項 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定めなければならない。

第 13 条第 2 項 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

第 14 条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃以上の工賃を支払わなければならない。

第 34 条 第 14 条の規定に違反した者は、1 万円以下の罰金に処する。

家内労働者  
委託者の皆さん!

# 秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

平成27年3月27日発効

**1**  
適用する  
家内労働者

秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまよめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまよめの業務に従事する家内労働者

**2**  
適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

**3**  
最低工賃額

次の表に掲げる品目、  
工程及び規格の区分  
に応じ、金額欄に掲げ  
る金額

金額の前の印(◎)は今回改正となった箇所です

品目	工程	規格	金額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が 3cm 間隔に 7 針以上	1 枚 6cm につき 7 円
	逆まつり	針目が 3cm 間隔に 7 針以上	1 枚 12cm につき ◎ 14 円
	端まつり	針目が 3cm 間隔に 7 針以上	1 枚 6cm につき ◎ 7 円
	千鳥まつり	針目が 4cm 間隔に 5 針以上	1 枚 4cm につき 9 円
	星入れ	針目が 7cm 間隔に 10 針以上	1 枚 12cm につき ◎ 14 円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1 個につき ◎ 17 円
		根巻き付き	1 個につき ◎ 12 円
		根巻き無し	1 個につき ◎ 6 円
	ループ止め	2cm 以上 4cm 以下	1 か所につき 9 円
	× 印しつけ	3cm 以上 4cm 以下	1 か所につき ◎ 6 円
	糸くず取り	上衣	1 枚につき ◎ 27 円
		ズボン	1 本につき ◎ 12 円
	かんぬき止め	ズボン 8 か所	1 本につき ◎ 27 円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が 3cm 間隔に 7 針以上	1 枚 6cm につき 7 円
	千鳥まつり	針目が 4cm 間隔に 5 針以上	1 枚 4cm につき 9 円
	星入れ	針目が 7cm 間隔に 10 針以上	1 枚 12cm につき ◎ 14 円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1 個につき ◎ 17 円
		根巻き付き	1 個につき ◎ 12 円
		根巻き無し	1 個につき ◎ 6 円
	かぎホック付け	花芯	1 組につき ◎ 19 円
	スナップ付け	花芯	1 組につき ◎ 23 円
	糸ループ付け	3cm 以上 4cm 以下	1 か所につき 8 円
	× 印しつけ	3cm 以上 4cm 以下	1 か所につき ◎ 6 円
	糸くず取り	上衣	1 枚につき ◎ 24 円
		スカート	1 枚につき ◎ 17 円
	肩パット付け		1 組につき ◎ 23 円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1 個につき ◎ 6 円
	かぎホック付け	花芯	1 組につき ◎ 19 円
	スナップ付け	花芯	1 組につき ◎ 23 円
	糸ループ付け	2cm 以上 3cm 以下	1 か所につき ◎ 6 円
	糸くず取り		1 枚につき ◎ 18 円

※金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

## 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

1. 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
2. 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい居場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

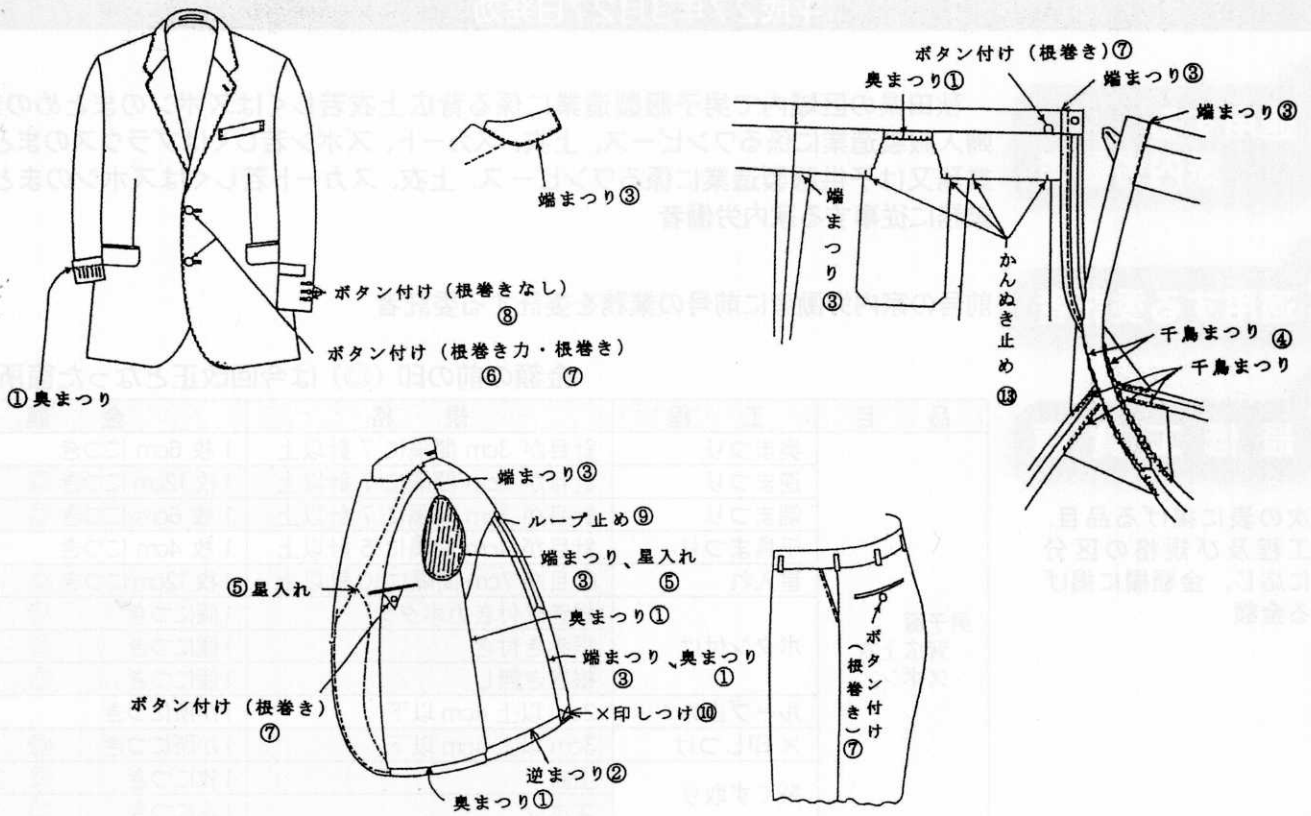
詳しくは、秋田労働局賃金室 (TEL018-883-4266) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 秋田労働基準監督署 TEL018-865-3671
- 能代労働基準監督署 TEL0185-52-6151
- 大館労働基準監督署 TEL0186-42-4033
- 横手労働基準監督署 TEL0182-32-3111
- 大曲労働基準監督署 TEL0187-63-5151
- 本荘労働基準監督署 TEL0184-22-4124

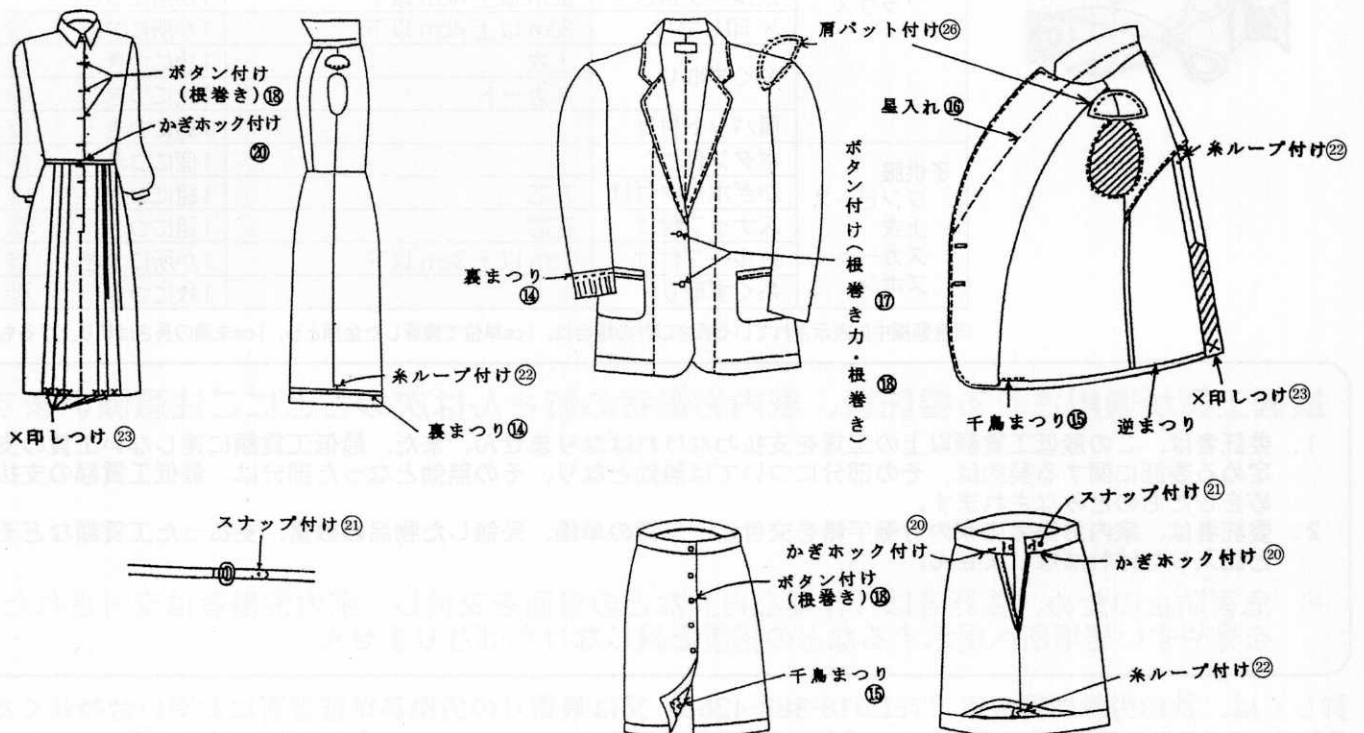


# まとめ作業工程解説図

## 男子服



## 婦人服



# 家内労働者数・委託者数

平成26年4月1日現在

業種	区分	男	女	計	専業			内職			副業			委託者数
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	
E9	食料品製造業	9	45	54	1	0	1	8	45	53	0	0	0	1
E11	繊維工業	22	916	938	11	5	16	9	911	920	2	0	2	93
E12	木材・木製品製造業	22	21	43	20	16	36	0	3	3	2	2	4	3
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E18	プラスチック製造業	4	23	27	0	0	0	4	23	27	0	0	0	3
E19	ゴム製品製造業	5	80	85	0	0	0	5	80	85	0	0	0	5
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	4	20	24	2	5	7	2	15	17	0	0	0	5
E21	窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E23	その他の非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E25	はん用機械器具製造業	3	24	27	2	0	2	0	12	12	1	12	13	1
E26	生産用機械器具製造業	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1
E27	業務用機械器具製造業	2	3	5	2	0	2	0	3	3	0	0	0	2
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	53	385	438	3	0	3	49	385	434	1	0	1	37
E29	電気機械器具製造業	15	152	167	3	0	3	12	152	164	0	0	0	17
E30	情報通信機器製造業	3	38	41	0	0	0	3	38	41	0	0	0	3
E31	輸送用機械器具製造業	2	20	22	1	0	1	1	20	21	0	0	0	2
E32	その他の製造業	34	145	179	16	3	19	16	140	156	2	2	4	9
I 57	織物・衣服・身の回り品小売業	9	89	98	8	8	16	0	78	78	1	3	4	35
I 60	その他の小売業	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	1
家内労働者数合計		187	1,969	2,156	69	37	106	109	1,913	2,022	9	19	28	218

専業：家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独で又は家族と共にこれに従事しているもの  
 内職：主婦や高齢者など世帯主以外の家族が世帯の本業とは別に家内労働に従事しているもの  
 副業：他に本業を有する世帯主が本業とは別に単独又は家族と共に家内労働に従事しているもの

# 家内労働者数の推移

秋田労働局管内

(年)	家内労働者数		
	計	男	女
平成 6年	10,428	539	9,889
7年	9,872	512	9,360
8年	8,473	558	7,915
9年	8,262	446	7,816
10年	7,353	481	6,872
11年	6,064	408	5,656
12年	5,888	406	5,482
13年	5,103	361	4,742
14年	4,544	338	4,206
15年	4,144	268	3,876
16年	3,699	240	3,459
17年	3,504	241	3,263
18年	3,173	202	2,971
19年	3,190	247	2,943
20年	2,982	211	2,771
21年	2,604	132	2,472
22年	2,525	158	2,367
23年	2,262	147	2,115
24年	2,189	140	2,049
25年	2,377	260	2,117
26年	2,156	187	1,969

※委託状況届より集計

# 家内労働者数の推移（業種別）

秋田労働局  
平成26年4月1日現在

業種 区分	平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
E9食料品製造業	4	65	69	3	68	71	4	29	33	9	45	54
E11繊維工業	19	1,160	1,179	18	1,160	1,178	26	1,026	1,052	22	916	938
E12木材・木製品製造業	21	20	41	21	15	36	30	21	51	22	21	43
E14パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E18プラスチック製造業	2	36	38	0	30	30	3	21	24	4	23	27
E19ゴム製品製造業	11	99	110	10	106	116	7	86	93	5	80	85
E20なめし革・同製品・毛皮製造業	5	26	31	5	21	26	4	16	20	4	20	24
E21窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E23その他の非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E25はん用機械器具製造業	4	12	16	3	13	16	3	12	15	3	24	27
E26生産用機械器具製造業	1	7	8	0	5	5	0	3	3	0	2	2
E27業務用機械器具製造業	3	3	6	3	3	6	3	3	6	2	3	5
E28電子部品・デバイス・電子回路製造業	26	239	265	28	302	330	118	401	519	53	385	438
E29電気機械器具製造業	9	192	201	5	50	55	16	173	189	15	152	167
E30情報通信機器製造業	0	0	0	0	0	0	1	49	50	3	38	41
E31輸送用機械器具製造業	3	17	20	3	17	20	3	17	20	2	20	22
E32その他の製造業	31	121	152	33	150	183	35	160	195	34	145	179
I57織物・衣服・身の回り品小売業	8	109	117	8	100	108	7	94	101	9	89	98
I60その他の小売業	0	9	9	0	9	9	0	6	6	0	6	6
合計	147	2,115	2,262	140	2,049	2,189	260	2,117	2,377	187	1,969	2,156



## 委託者数の推移（業種別）

秋田労働局  
平成26年4月1日現在

業種 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	計	計	計	計	計	計
E9食料品製造業	1	1	1	1	1	1
E11繊維工業	148	132	120	115	106	93
E12木材・木製品製造業	3	3	3	3	3	3
E14パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0
E18プラスチック製造業	3	3	3	3	3	3
E19ゴム製品製造業	6	6	5	5	5	5
E20なめし革・同製品・毛皮製造業	7	7	7	7	5	5
E21窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0
E23その他の非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0
E25はん用機械器具製造業	1	1	1	1	1	1
E26生産用機械器具製造業	2	2	2	2	1	1
E27業務用機械器具製造業	3	2	2	2	2	2
E28電子部品・デバイス・電子回路製造業	25	21	18	19	40	37
E29電気機械器具製造業	9	6	6	4	21	17
E30情報通信機器器具製造業	0	0	0	0	5	3
E31輸送用機械器具製造業	3	2	2	2	2	2
E32その他の製造業	10	10	9	10	10	9
I 57織物・衣服・身の回り品小売業	51	49	41	41	36	35
I 60その他の小売業	1	1	1	1	1	1
合 計	273	246	221	216	242	218